

官 企	3	—	58
官 改	2	—	23
課 個	4	—	86
課 資	6	—	86
課 法	11	—	31
課 軽	1	—	77
徴 管	2	—	108
令和 4 年 11 月 1 日			

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 殿

国 税 庁 長 官

令和 4 年分所得税の確定申告に向けた e-Tax を利用した申告等の周知について (協力依頼)

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環として、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、引き続き、税務行政のデジタル化を推進してまいりますので、以下の事項について、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 自宅からの e-Tax を利用した申告の周知について

国税庁では、自宅からの e-Tax を利用した申告の推進に取り組んでおり、直近の令和 3 年分の所得税の確定申告では、自宅から納税者ご自身により e-Tax を利用して申告した方の数（約 442 万人）が、税務署の確定申告会場で所得税の申告書を作成・提出した方の数（約 311 万人）を初めて上回りました。

また、e-Tax を利用して申告した方のうちスマホを使って申告した方も大幅に増加しており、直近の令和 3 年分の所得税の確定申告では、スマホによる申告の機能の提供を開始した平成 30 年分の確定申告と比較して約 12 倍に当たる約 153 万人の納税者にご利用いただいています。

国税庁では、毎年、利用者へのアンケートでいただいたご意見・ご要望等も参考とさ

せていただき、機能改善も含めた利便性の向上に取り組んでおり、上記のような利用者数の飛躍的な増加は、傘下の会員各位及びその従業員の皆様へ e-Tax を利用した申告の周知に御協力いただいた結果であるとともに、多くの納税者の皆様に、自宅からの e-Tax の利便性を体験していただいた結果の現れでもあると考えております。

他方で、依然として、税務署の確定申告会場で所得税の申告書を作成・提出した方や、書面の申告書を持参又は郵送により税務署へ提出した方も多くいらっしゃる状況で、給与所得者の方が大多数を占めております。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、これらの方法で申告されている方々や、これから初めて申告される方々でも、画面に表示される案内に沿って入力等を行っていただければ e-Tax を利用した申告を行うことが可能となっております。

特に、マイナンバーカードを活用することで、マイナポータル連携（各種控除証明書等の発行主体からの情報連携による自動入力）やメッセージボックスへ格納された情報の閲覧（税務署からのお知らせや申告に必要な情報等の閲覧）など、より利便性を享受していただけるものとなっております。

貴会におかれましては、上記のような本取組の趣旨・内容について御理解をいただきますとともに、自宅からの e-Tax を利用した申告の更なる推進に向けて、別添 1 及び別添 2 を活用するなどして、傘下の会員各位及びその従業員の皆様へ周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

（具体的な周知方法の例）

- ・ 従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知
- ・ 食堂等の従業員が集まる場所への掲示
- ・ 源泉徴収票の交付時に併せた周知

別添 1 「さあ自宅で e-Tax！確定申告書等作成コーナーから」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)

別添 2 「マイナポータル連携で確定申告書に自動入力」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)

2 マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の周知について

政府全体として、マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の促進に取り組んでいるところ、マイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告や、マイナポータル連携を活用した年末調整・確定申告手続は、マイナンバーカードの利活用促進の観点からも重要でありますので、傘下の会員各位及びその従業員の皆様への積極的な周知について、御理解・御協力をお願い申し上げます。

なお、マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要になります。また、今後、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続が更に簡便化されますので、マイナンバーカードの取得促進についても御協力をお願い申し上げます。

また、マイナンバーカードの健康保険証の利用申込及び公金受取口座の登録の周知についても併せて御協力をお願い申し上げます。

3 年末調整手続の電子化の促進への御協力をお願いについて

国税庁では、年末調整の一連の手続をデータ処理することにより、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担の軽減が期待されることから、年末調整手続の電子化を推進しており、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（従業員が年末調整申告書を作成するソフトウェア。以下「年調ソフト」といいます。）の無償提供、マイナポータル連携（保険料控除証明書等をマイナポータル経由で電子データとして一括入手し、各種申告書に自動入力できる仕組み。）の導入を行っているところです。

また、この年末調整手続の電子化については、国税庁ホームページ内に「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページを設け、電子化の導入方法や年調ソフトの使用方法に関する解説動画や別添3を掲載して周知・広報にも取り組んでいます。

貴会におかれましても、年末調整手続の電子化によるメリットを享受していただけるよう、別添3を活用するなどして、傘下の会員各位及びその従業員の皆様に対して年末調整手続の電子化について周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

別添3 「今年こそ年末調整を電子化しましょう！」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>

4 インボイスの登録申請及び通知の受領について

令和5年10月から「インボイス制度」が開始され、制度開始時からインボイスを発行するためには、原則として、令和5年3月末までにインボイス発行事業者の登録申請が必要になります。

国税庁では、登録を予定されている課税事業者の方におかれては、インボイス制度への準備に必要な期間を確保する等の観点から、来年3月末の申請期限を待つのではなく、できるだけ早期の申請をご案内しております。

登録申請及び登録通知の受領の双方に当たっては、是非 e-Tax の利用をお願いします。e-Tax で登録申請を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができ、登録通知を e-Tax で受領すると、紛失リスクがないなどのメリットがあります。

傘下の会員各位に対し、登録申請に当たっては、登録通知の受領を含め、積極的に e-Tax をご利用いただくよう周知していただくなど、御協力をお願い申し上げます。

5 キャッシュレス納付の利用拡大

国税庁では、納税者利便の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減するため、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指し、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。

このキャッシュレス納付には、ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）やインターネットバンキングといった電子納税、振替納税、クレジットカード納付があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、非対面の納付手続であるキャッシュレス納付は有効な手段です。できる限り多くの方にキャッシュレス納付のメリ

ットを知っていただくため、別添4を活用し、傘下の会員各位及びその従業員の皆様へ周知をお願い申し上げます。

特に、ダイレクト納付は、e-Taxで申告をした後に簡単な操作で事前に届け出た預貯金口座からの引落としにより納付でき、源泉所得税を毎月納付している方に便利ですので、積極的に働きかけていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

また、令和4年12月から、決済専用Webサイト（スマートフォン専用）において、スマホアプリ（〇〇Pay等）を使用することにより納付可能となりますので、併せて周知をお願い申し上げます。

別添4 「キャッシュレスで国税の納付ができます！」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/r02/201020.pdf>)

6 税務手順のオンライン（e-Tax）利用の推進について

国税庁においては、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、これまでも、オンライン（e-Tax）の利用を推進してきたところです。

e-Taxを利用することで、手続きいただく皆様の利便にもつながります。所得税の確定申告の自宅からのe-Taxやキャッシュレス納付以外の手続きについても、傘下の会員各位及びその従業員の皆様が、積極的にe-Taxをご利用していただくよう、御協力をお願い申し上げます。

御不明な点につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。